

## 【案】

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成 28 年 5 月 18 日法律第 43 号）第 5 条第 2 項に基づき経済産業大臣より諮問（「特定国立研究開発法人産業技術総合研究所の中長期目標の策定について（諮問）」（令和〇年〇月〇日〇〇第〇号））があったので、次の通り意見（答申）を述べる。

## ○国立研究開発法人産業技術総合研究所

## 【意見（答申）】

経済産業大臣より諮問があった特定国立研究開発法人産業技術総合研究所の次期中長期目標（案）（令和 7 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）（以下「目標（案）」という。）については、「令和 6 年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見（令和 6 年 12 月 23 日府政科技第 1377 号）」を踏まえており、妥当である。

次期中長期目標期間の産業技術総合研究所の事務・事業の遂行にあたり、特に次の点に留意することを求める。

科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略の実現において、「社会課題の解決」と「産業競争力の強化」への貢献に向けては、革新的な技術シーズの事業化に向けた社会実装「橋渡し」機能の一層の強化に取組み、戦略性をもってイノベーションを継続的に生み出す研究開発機能を発揮していただきたい。加えて、他の国立研究開発法人、大学、企業、及び関係省庁との連携を強化しながら、長期的な視点を持って研究マネジメントの全体的なポートフォリオを構築し、融合領域的な研究を牽引する等、他の研究機関の模範となるような取組を推進していただきたい。なお、社会実装機能の強化にあたっては、外部法人も活用しつつ、グローバルの観点と若手研究者のエンパワーメントの観点も踏まえ、スタートアップの振興を強化していただきたい。

また、前中長期目標期間において発生した元職員による情報漏えい事案の再発防止の対応を強化することで、安全かつ健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティ等の取組を一層進めるとともに、自律的に運用できる仕組みを構築し、特定国立研究開発法人として、その取組を先導する機能を発揮するように配慮いただきたい。

今回、これまで 5 年であった中長期目標期間が 7 年間となることを鑑み、このような取組が円滑かつ着実に推進されるよう、経済産業大臣は、産業技術総合研究所に対して、適時適切に支援、助言するとともに進捗把握を行い、他の国立研究開発法人を牽引する研究機関となるよう努めていただきたい。